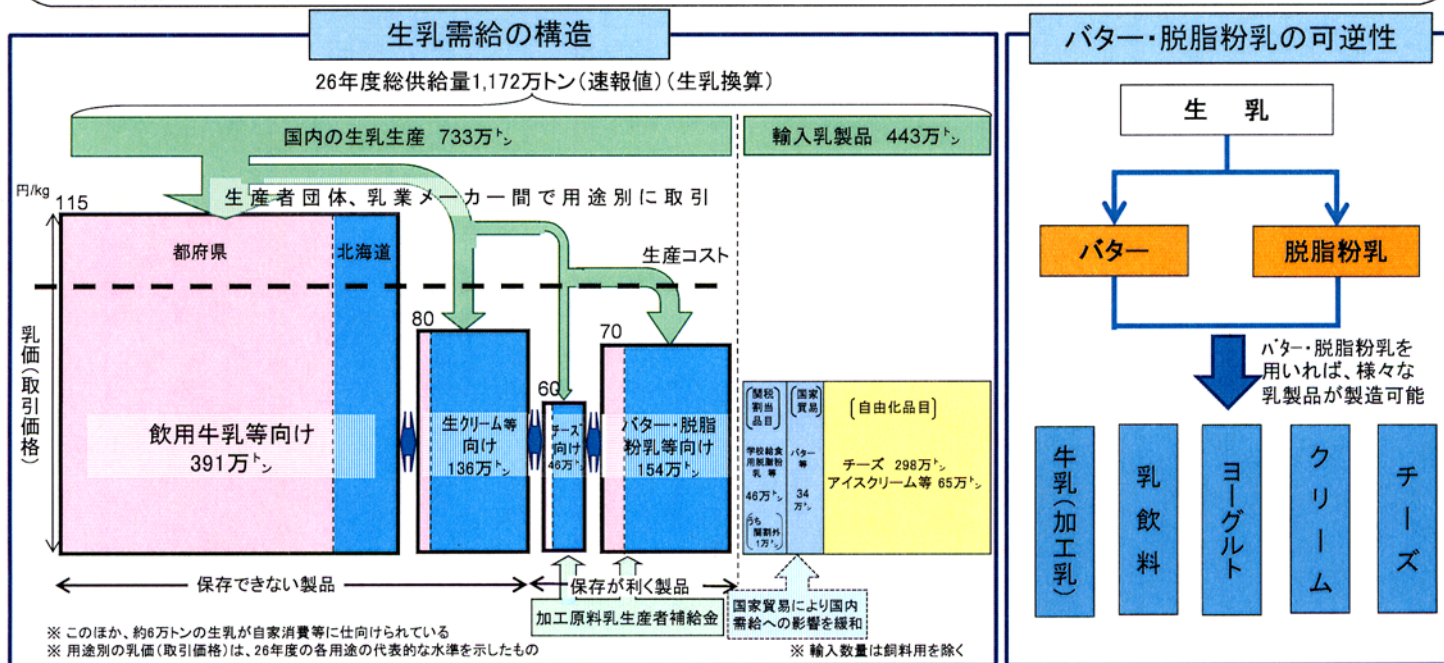
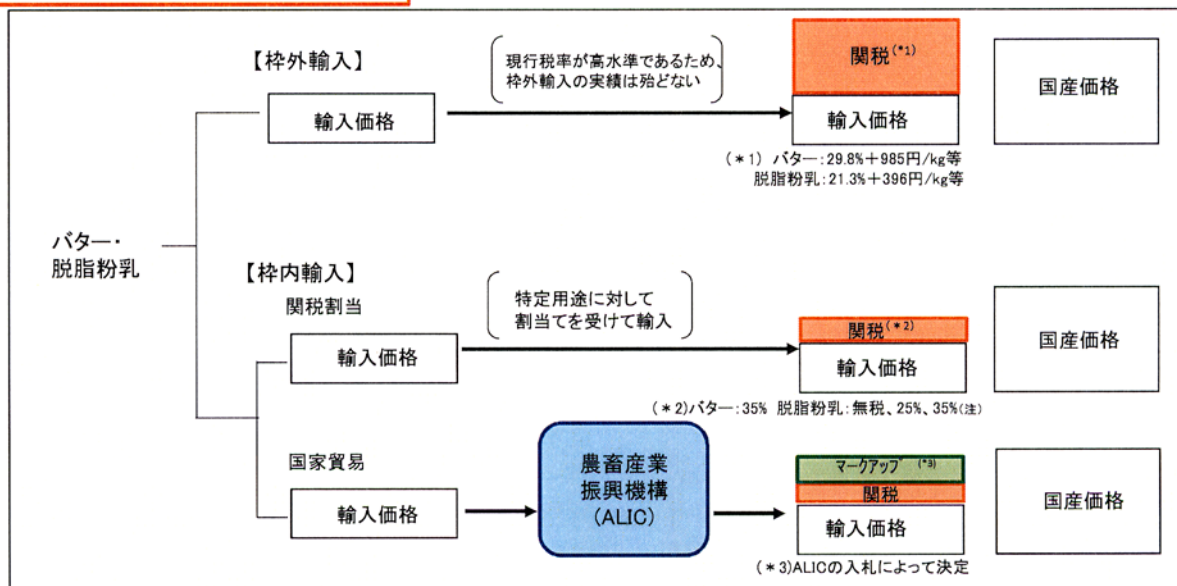


生乳需給の構造

- 生乳の生産・需要は、天候の変動(冷夏や猛暑)等の影響により不安定になりやすいため、安全性の高いバターや脱脂粉乳を用いて需給調整を行っている。
- バター・脱脂粉乳は可逆性が非常に高く、この2つの乳製品でほぼ全ての牛乳・乳製品の生産が可能であるため、バター・脱脂粉乳の無秩序な輸入は、飲用牛乳を含む乳製品全体に悪影響を及ぼすことから、これらの輸入は国家貿易できめ細かく管理。
- 輸入品と競合しない飲用牛乳向け生乳(都府県中心)は、価格が生産コストを上回っており、需要に応じた生産による需給安定が課題。
- 乳製品(バター・脱脂粉乳・チーズなど)向け生乳(北海道中心)は、輸入品との競合に晒されるため支援が必要。
- このため、現行の制度は、乳製品向け生乳に対象を絞り、交付対象数量を設けて補給金等を交付することにより、生乳需給全体の安定を図り、全国の酪農家の経営安定を図っているところ。



バター・脱脂粉乳の輸入制度



バター・脱脂粉乳の国内生産量・輸入量(生乳換算)

国内生産量(*1) (平成26年度)	輸入量(国家貿易)		カレントアクセス(*2)		追加輸入(*3) (平成26年度)		追加輸入(*3) (平成27年度)	
			総計	7.9万トン	総計	15.2万トン	総計	11.5万トン
153.7万トン	29.5万トン	TPP参加国	総計	7.9万トン	総計	15.2万トン	総計	11.5万トン
			(NZ)	3.7万トン	(NZ)	13.2万トン	(NZ)	10.4万トン
			豪州	1.7万トン	豪州	1.8万トン	豪州	0.5万トン
		米国	2.5万トン	米国	0.2万トン	米国	0.6万トン	
		EUその他	2.8万トン		3.6万トン		4.1万トン	
		小計	10.6万トン		18.8万トン		15.6万トン	

注: 輸入量はALICの契約ベース

*1: バター・脱脂粉乳のほか、全粉乳、れん乳等向けを含む

*2: WTO約束数量

*3: バター・脱脂粉乳の不足時に行われる追加的な輸入